

## 問題点2 保険加入を担保する仕組みをとることが困難

1 自賠責保険のような加入を担保するような仕組み（自賠責保険の場合は、自動車車検との連携）をとることは困難である。

(注) 自賠責保険では、

- 自動車を運行の用に供するに当たって必要な自動車検査証を交付する際に自賠責保険の契約締結の有無を確認することが可能である。
- 自動車検査証には有効期限があり（最長3年）、自賠責保険の契約の締結を恒常的に確保することが可能である。

2 強制適用ではなく契約を前提とするため、労働者保護に欠けるおそれがある。

上記1のような仕組みが仮に何らかの形で講じられた場合であったとしても、事業主が保険会社に契約を申し込まない場合、（労働基準法上の災害補償責任が果たされなければ、）被災労働者の保護に欠ける。

### 問題点3 多種多様な災害に対し、公正な認定を行うことが困難となるケースあり

1 自動車事故による負傷に比して、労災による疾病、負傷は多種多様である。

特に、職業病については、発生した災害による疾病の程度のみならず、詳細な調査を行った上で業務起因性及び業務遂行性の判断が不可欠である（外形的には判断できない）。

したがって、

- ① 労災保険においては、発生した災害による疾病、障害の程度等の他、業務起因性及び業務遂行性の判断が必要である。
- ② 労災認定に当たっては、労働基準監督署の職員等は、事業場に立ち入り、タイムカード、賃金台帳等の関係書類を検査する必要がある。

2 個別の事例の認定基準への当てはめは、全国どこでも公平に取扱う必要があり、

また、業務起因性及び業務遂行性の判断については、一律定型的にはならず個別具体的に判断するケースが多く、公平性を担保することが不可欠であるから、全国における過去の様々な認定事例から得られる情報が十分に集積される行政機関において、迅速かつ全国斉一的に行うことが必要である。

3 労災保険では、稼得能力のてん補の観点から、個々の被災労働者の給付基礎日額を基に保険給付の額が決定され、給付基礎日額によって被災労働者等個々人に対する保険給付の額が違う。

このような稼得能力のてん補という観点から個々人に応じた保険給付を行う労災補償について、自賠責保険のように法令によって一律に保険金限度額を設定しておくことは困難である。

（注）給付基礎日額の算定に当たっては、労働基準監督署の職員等は、事業場に立ち入り、タイムカード、賃金台帳等の関係書類を検査し、決定する。

#### 問題点4 労働基準監督行政・安全衛生行政との一体性

労災保険事業は、我が国が批准しているILO第81号条約上、国が行うものとされている労働基準監督行政及び安全衛生行政と一体となって遂行される必要がある。

- 1 保険給付のための事業場調査等において労働条件や安全衛生面での問題を把握した場合には、同じ組織内の監督行政部門及び安全衛生部門が同種事故の発生を防止するため、早期に的確な指導を行う。

対して、民間により制度運営を行うこととした場合、保険運営主体と安全衛生部門等との連携がないことから、保険給付申請がなされても労災の発生が確認できず、災害防止のための指導ができない。

- 事例
- 休業4日未満や不休の労災申請について、どのような災害か労災の窓口で内容を確認したところ、機械の回転軸に作業服が巻き込まれるという災害であった。回転軸にカバー等の措置がなされていないようだったので、即座に署内の安全衛生部門等に情報提供を行ったところ、法律上定められた必要な災害防止対策の講じられていない機械の疑いがあり、事業場に対し指導を行い改善させた。
  - 労働基準監督署において、保険給付の支給請求書の記載内容を確認する過程で、労災かくし（労働災害による死傷者の報告義務違反）が発覚し、事業場に対し監督指導を行った。

- 2 災害発生時に労働基準監督署が実施する労働基準・安全衛生の確保のための災害調査等によって、同時に、労災保険の保険給付の要件である業務と災害との因果関係が明らかにされることから、迅速かつ適正な労災補償が可能となる。  
災害調査等において事業場への立入り等権限のある部署と同じ組織で、労災保険制度の運営が行われることにより、労災保険の不正受給をより効果的に防止し得る場合もある。

(参考)

工業及び商業における労働監督に関する条約（ILO条約第81号）（抜粋）

[昭和28年10月20日]  
批准登録]

**第1部 工業における監督**

**第4条**

- 1 労働監督は、加盟国の行政上の慣行と両立しうる限り、中央機関の監督及び管理の下に置かなければならぬ。
- 2 連邦については、「中央機関」とは、連邦の機関又は連邦の構成単位の中央機関をいう。

**第2部 商業における監督**

**第24条**

商業的事業場における労働監督の制度については、この条約の第3条から第21条までの規定を準用する。